

浜松市屋外広告物道標、案内図板等に関する要綱について

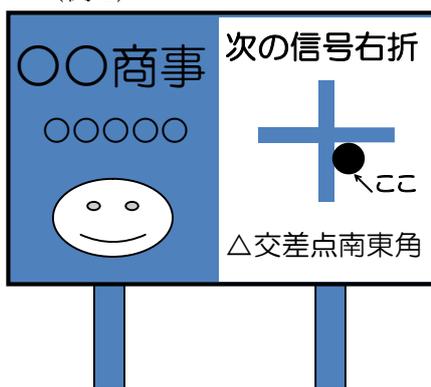
本市では、浜松市屋外広告物条例にて、屋外広告物及び掲出物件について、良好な景観形成、風致の維持、公衆に対する危害の防止を図るため、屋外広告物の表示・設置について必要な規制を定めております。

特別規制地域及び普通規制地域（100m規制地域）に掲出される「道標・案内図板等」につきまして、浜松市屋外広告物道標、案内図板等に関する要綱を制定し、平成31年4月1日から施行されました。当地域に掲出される道標・案内図板等につきましては、要綱を遵守し、許可申請後に掲出するようお願いします。

また、既存の許可物件につきましても、広告物及び掲出物件に変更を加える場合は、道標・案内図板の基準を確認の上、事前相談するようお願いします。

○要綱の概要について

(例1)



(例2)



表示について

- 事業所、営業所、作業所等を表示すること
- 事業所等に案内・誘導するために、①②の両方を表示すること
 - ①矢印又は方向（直進、右左折等）
 - ②距離、時間又は所在地を示す地図
- 案内広告に表示された地図、矢印、距離などの面積（案内・誘導先の事業所等の名称は除く）が 1/3 以上 であること
- 写真や絵などの面積合計が表示面積の 1/3 以下 であること

構造について

- 電飾設備については、案内広告を直接照らすもの以外は使用不可
- 同一案内対象への案内図板を複数設置する場合、相互間距離を 20m 以上 とすること
- それぞれの表示ごとに、独立した構造であること

※記載の概要は、規制内容の一部となります。掲出前に、相談・申請をお願いします。